

制 定 者	総長
所管責任者	立教学院史資料センター長
規程等種別	規程
決 議 日	2024年12月13日
	センター運営委員会
改正施行日	2025年6月27日

08 立教大学立教学院史資料センター規程

施行	2000年10月18日
改正	2002年2月27日
	2002年12月4日
	2011年4月14日
	2012年7月1日
	2017年7月6日
	2023年11月30日
	2025年6月27日

(目的)

第 1 条 立教大学立教学院史資料センター（以下「センター」という。）は、立教学院（以下「学院」という。）の歴史及び学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存，調査・研究などを通じて，学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 2 条 センターは，前条の目的を達するために，次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集，整理及び保存
- (2) 調査・研究及びその成果の発表
- (3) 展示会，講演会，公開講座等の開催
- (4) 資料の公開及びレファレンスサービス
- (5) 本学院内における立教史の教育に関する事業
- (6) その他前条の目的達成に必要な事項

(センター長及びその職務)

第 3 条 センターに，センター長1人を置く。なお，必要に応じて副センター長を置くことができる。

2 センター長は，センターの業務を統括し，センターを代表する。副センター長は，センター長の指示に基づき，センター長を補佐する。

3 センター長は，毎年度の終わりに，当該年度の事業経過並びに次年度の事業計画案を総長に報告し，その承認を得なければならない。

4 センター長は，事業計画に変更の必要が生じた場合，速やかに総長に報告し，その承認を得なければならない。

第 4 条 センター長及び副センター長は，総長がこれを任命する。

2 センター長及び副センター長の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

3 センター長及び副センター長が任期の途中で退任した場合，その後任者の任期は，前任者の任期の残任期間とする。

(運営委員及びその職務)

第 5 条 センターに，運営委員若干名を置き，次の区分により総長が任命する。

- (1) 大学 5人
- (2) 池袋中学校・高等学校 1人
- (3) 新座中学校・高等学校 1人
- (4) 小学校 1人
- (5) 学院本部 1人
- (6) その他センター長が特に指名する者 校友を含む若干人

2 運営委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

第 6 条 運営委員は，運営委員会を構成し，センターの運営に当たる。

(運営委員会)

第 7 条 センターに、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営に関する事項
 - (2) センターの研究・事業内容に関する事項
 - (3) その他必要と認める事項

(センター員)

第 8 条 センターには、その事業に従事するセンター員若干人を置く。

- 2 センター員は立教大学研究所等構成員規程に基づき、次の区分により総長が任命する。
 - (1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
 - (2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
- 3 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(助教)

第 9 条 センターに、助教D（以下「助教」という。）を置くことができる。

- 2 助教は、センター長の指示に基づき、第2条の各号に定める事業に関する業務に従事する。
- 3 助教は、立教大学助教D任用規程により、センターでの業務に従事することが認められた研究者を任用する。

(事務局)

第 10 条 センターに、事務局を置く。

(英字表記)

第 11 条 センターを英字で表記する必要がある場合、Rikkyo Archives と称する。

(改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、運営委員会の議を経て総長がこれを行う。

附 則

この規程は、2000年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2012年7月1日から施行し、2012年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規則は、2017年7月6日から施行し、2017年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、2023年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、2025年6月27日から施行する。